

2026年3月
公益社団法人
福島相双復興推進機構
産業創出グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、「新結合が持続的に創出される仕組みづくり及び実証」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

平成27年6月12日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂を踏まえ、平成27年8月24日に福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム」という。）が創設され、避難指示等の対象である浜通り地域等12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいい、以下「12市町村」という。）の事業者等を対象とした自立支援に取り組んでいる。近年、復興のフェーズが進むにつれ、個別事業者への支援に加え、12市町村全体を対象とした産業創出に関する支援が求められている。

12市町村には、スタートアップ企業や進出企業の相談役となるコーディネーターが存在し、それぞれの所在する地域にて、自身のコネクションや経験等を駆使してスタートアップ企業等が直面する多様な課題に対する解決方法の提供に尽力している。コーディネーターの活躍により、地元事業者とのつながり創出といった新たな結合を通じたポジティブな成果が現れている。

一方、地域内では解決できない課題やコーディネーターの知見や経験が及ばない領域で対処が求められる場面も出現していることから、コーディネーターが連携し対処することが求められているが、コーディネーター同士がつながる機会が少なく、有機的な連携が組成されづらい。新結合をアクティブに発生させ続けるには、コーディネーターの可視化を含め、コーディネーターがより機能しやすい環境整備が必要である。

事業者が目を見れば、本来コアコンピタンスたる本業に資源を集中させるべきところ、企業規模が小さく人員不足のため、社長が非コア業務に従事せざるを得ない状況や、必要な専門人材を確保できない状況が発生している。この解消に向け、地域における業務ファシリテーション機能の提供も必要である。

さらに、新結合が持続的に起こりやすい共創的コミュニティには、関わる人々のウェルビーイングが不可欠であるところ、地域においてウェルビーイングを高める方策も求められる。

本事業では、これら課題を解決しつつ、国、県、自治体、他支援機関等との連携のもと、企業間等の新たな結合が持続的に創出される仕組みを検討・構築し、福島イノベーション・コースト構想の実現を通じた復興の後押しを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 件名 新結合が持続的に創出される仕組みづくり及び実証
- (2) 業務内容等 別添仕様書による
- (3) 業務期間 委託契約締結日～2027年3月26日
- (4) 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構

3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

4. 契約の要件

(1) 予算規模：18,100,000円（税抜）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2026年3月4日（水）

締切日：2026年4月6日（月） 12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

①質問期限：2026年3月13日（金）12時（必着）

別紙「様式3」質問表」に質問事項を記載のうえ、下記問い合わせ先へ電子メール(様式任意)により質問してください。

② 回答方法：2026年3月17日（火）以降、当機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

(3) 参加表明

参加表明期限：2026年3月25日（水）17時まで

参加表明は、下記9.記載 E-mail アドレスに回答してください。

参加表明のない申請者からの応募は受け付けません。

(4) 応募書類

① 以下の書類を（5）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・見積書(書式任意)
- ・企画提案書（書式任意）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確認されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

(6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 審査方法

審査にあたっては、当機構内で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3.の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 委託候補先の決定及び通知について

委託候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）にWordの校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください（契約にあたり、実施体制図・事業スケジュール・支出計画書をご提出いただきます。）。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○契約書

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

- ① 業務の目的、内容、および実施方法
 - ①-1 業務目的
 - ①-2 業務内容
 - ①-3 業務実施方法
- ② 業務実施計画
 - ②-1 業務実施計画
- ③ 業務実施体制
 - ③-1 業務実施体制・役割分担
 - ③-2 組織としてのネットワーク・人的基盤、専門性及び類似業務実績
 - ③-3 業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

様式は任意としますが、別紙「見積書様式」を参考に作成願います。

業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含める。

- ① 作業内容
- ② 工数（単位：時間/h）
- ③ 費用（経費等）
- ④ 再委託費（外注費）（※1）
- ⑤ 一般管理費（※2）

（※1）やむを得ず再委託が必要となる場合は、提案書にその範囲（再委託先の名称・経歴、業務内容、再委託の金額当）を明確に記載すること。

（※2）一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以内とします。ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記願います。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号セントランドビル

公益社団法人 福島相双復興推進機構

総務調整グループ 業務調整部契約管理課

担当： 高橋、綿引

E-mail : kikou-koubo_1@fsr.or.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「新結合が持続的に創出される仕組みづくり及び実証」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上